

亀山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則をここに公布する。

平成28年12月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第49号

亀山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査の通知)

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等立入調査通知書（様式第1号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第3条 法第9条第4項の証明書は、空家等立入調査員証（様式第2号）とする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、口頭又は指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

(事前通知書)

第7条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前通知書（様式第6号）とする。

(意見書)

第8条 法第14条第4項の意見書は、命令に係る意見書(様式第7号)とする。

(意見聴取請求)

第9条 法第14条第5項の規定による請求は、命令に係る意見聴取請求書(様式第8号)により行うものとする。

(意見聴取通知)

第10条 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る意見聴取通知書(様式第9号)により行うものとする。

(行政代執行)

第11条 法第14条第9項の規定により行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条の規定による処分(以下「代執行」という。)を行う場合における同法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第10号)により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(様式第11号)により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第12号)とする。

4 代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書(様式第13号)により行うものとする。

(標識)

第12条 法第14条第11項の標識は、標識(様式第14号)とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

空家等立入調査通知書

あなたが所有又は管理している下記の空家等については、 のため
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下
「法」という。）第9条第2項の規定により立ち入って調査を行いますの
で、同条第3項の規定により通知します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 立入調査を実施しようとする事由

3. 立入調査の実施予定日 年 月 日

4. 立入調査の責任者及び連絡先

・立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第16条第2項の規定により、
20万円以下の過料に処せられます。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

空家等立入調査員証		第 号
所 属	職 名	
氏 名	生年月日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行		
亀山市長		印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第9条（略）

- 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様

亀山市長 印

指導書

あなたが所有又は管理している下記の空家等は、亀山市空家等対策の推進に関する条例（平成28年亀山市条例第24号）第9条の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に認定されたため、法第14条第1項の規定により、下記のとおり周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう指導します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者及び連絡先

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- ・上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。この勧告により、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

勧告書

あなたが所有又は管理している下記の特特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第1項の規定による指導を行いました。なお特特定空家等の状態が改善されていないと認められますので、同条第2項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

記

1. 対象となる特特定空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者及び連絡先

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

命令書

あなたが所有又は管理している下記の特定期空家等については、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定による命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり必要な措置をとるよう命令します。

記

1. 対象となる特定期空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 命令に係る措置の内容

3. 命令に至った事由

4. 命令の責任者及び連絡先

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、当該措置について行政代執行のに移行することがあります。

- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- ・この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

命令に係る事前通知書

あなたが所有又は管理している下記の特定期空家等については、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。このまま措置がなされない場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、亀山市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨を申し添えます。

記

1. 対象となる特定期空家等
所在地
所有者の住所及び氏名
2. 命じようとする措置の内容
3. 命じようとするに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見聴取の請求先
5. 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。

第 号
年 月 日

亀山市長 様

提出者 住所
氏名 印
電話番号

命令に係る意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 命令に係る事前通知に対する意見

3. 自己に有利な証拠の提出の有無 有・無

- ・所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- ・証拠書類等を提出する場合は添付してください。
- ・代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

第 号
年 月 日

亀山市長 様

提出者 住所
氏名 印
電話番号

命令に係る意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 意見の聴取に出席する者の氏名、住所及び連絡先

・代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

命令に係る意見聴取通知書

年 月 日付けで請求のあった命令に係る意見聴取を下記のとおり実施しますので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第7項の規定により通知します。

記

1．対象となる特定空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2．命じようとする措置の内容

3．意見聴取の期日 年 月 日

4．意見聴取の場所

5．本件の連絡先

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理している下記の特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定により、下記の特定空家等の を執行しますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその特定空家等及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

対象となる特定空家等

(1)所在地

(2)用途

(3)構造

(4)規模

(5)所有者の住所及び氏名

- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- ・この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理している下記の特定空家等について、年 月 日までに を行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 2 6 年法律第 1 2 7 号) 第 1 4 条第 9 項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法 (昭和 2 3 年法律第 4 3 号) 第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその特定空家等及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 . する特定空家等
- 2 . 代執行の時期
- 3 . 執行責任者
- 4 . 代執行に要する費用の概算見積額

- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- ・この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号(第11条関係)

(表面)

第 号
執行責任者証
長
上記の者は、下記の代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日
亀山市長 印
記
1. 代執行をなすべき事項
2. 代執行をなすべき時期

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第14条(略) 2~8(略) 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 10~15(略)
行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋) 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理していた下記の特定期空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定による代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。納付に係る費用は、同封の納入通知書により、亀山市指定金融機関の窓口でお支払いください。

記

1. 対象となった特定期空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 代執行の内容

3. 代執行を行った理由

4. 納付金額 金 円

5. 納付内訳

6. 支払期限 年 月 日

標 識

下記の特定空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第3項の規定による措置をとることを 年 月 日付け第 号により命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

2. 命令に係る措置の内容

3. 命令に至った事由

4. 命令の責任者及び連絡先

5. 措置の期限 年 月 日